

平成29年第10回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成29年9月15日(金) 午後2時
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席農業委員 議長 山本 正二
2番 宮崎 春夫
4番 伊藤 新司 5番 安部 好恵 6番 岸 英法
7番 村上 浩一 8番 石田 健治郎 9番 櫛崎 宣明
10番 伊藤 美和子 11番 萬代 泰生 12番 井町 哲
13番 武藤 康志 14番 縄田 善博 15番 安富 法明
16番 伊藤 太一 17番 馬屋原 眞一
19番 山本 正二
- 4 出席推進委員 2番 阿野 秀文 4番 岩山 澄男 6番 大石 洋典
7番 大橋 つや子 10番 瀧山 勝弘 11番 田口 幸雄
- 5 欠席農業委員 1番 倉増 知 3番 俵 薫 18番 桑原 正彦
- 6 欠席推進委員 21番 安永 彰 23番 山田 孝治
- 7 事務局 事務局長 安永 一男 主幹 中村 正寿 主査 篠田 淳也

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今より平成 29 年第 10 回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 19 名中、16 名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、本日の欠席委員は 1 番 倉増委員、3 番 俵委員、18 番 桑原委員。桑原委員につきましては足を怪我されて 3 週間ぐらい安静ということでございます。前回の総会の中で私から皆さんに福岡朝倉市の災害復旧のボランティアに行きませんかという呼びかけをいたしました。実は夫婦で行って参りましたが本当に行ってみなければ分からないような状況でした。区長さんが話しておられましたけれど水田が元に戻るのには 10 年かかるでしょう。私は、もう 70 歳ですから 10 年かかった時には、諦めがついて田んぼじゃなくてもいいんじゃないかというふうな事を言っておられました。今回は第一弾でしたが 2 回目のボランティアを今月の 27 日に市の社会福祉協議会が募集をしております。強制はしませんけれど参加をしていただけたらと思っております。私はもう一度、夫婦で申し込みをしております。余談ではございますけれど、もし時間があればご協力をお願いして挨拶にかえさせてもらいます。それでは美祢市農業委員会議規則第 16 条第 2 項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名したいと思いますのですが、よろしゅうございますか。(はいの声) ありがとうございます。それでは美祢市農業委員会議規則第 16 条第 2 項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名したいと思いますのですが、よろしゅうございますか。(はいの声) 10 番 伊藤委員、12 番 井町委員。よろしく願いいたします。それでは議事に入ります。</p> <p>議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題とします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。前回の総会では推進委員さんの出席を求めておりませんでしたけれど今回より現地調査を行いました地元の推進委員さんの出席を求めております。推進委員さんの方からは意見を述べることは出来ますけれど採決には参加できません。それと配っている資料につきましては個人情報が含まれておりますので管理のほどよろしくお願いをしておきます。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>1 件目。譲渡人である農林振興公社が申請地周辺を耕作管理し経営規模拡大の意志がある譲受人に対し農地売買等事業の実施をするものでございます。それでは許可要件等について説明いたします。第 1 号の全部効率利用要件についてですが現在の耕作地については耕作管理が認められます。第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが譲受人の農作業を行う日数は、これを満たしております。第 5 号の下限</p>

	<p>面積要件は当市の1,000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件には該当しません。第7号の周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。以上の通り許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査を行われました委員の報告をお願いいたします。</p>
16番	<p>16番、伊藤です。9月7日に私と縄田委員、それから会長、事務局とで現地調査を実施いたしました。尚この調査に石田委員が研修を重ねるという形で終日、同行されました。1番ですが●●●●を北上しまして約5km行きますと●●という所になります。そこから右折して約2km行きますと、●●●●●というのがあります。そこから1分弱で申請地になります。申請者と岩山委員さんと農業委員関係者が現地を調査いたしましたわけですが、お若いし機械もあるし農作物を作るなかで何ら支障はなし。この件では問題なしと考えます。先程、事務局から説明がありましたが全部効率利用要件の確認のために畑を見に行きました。時期が悪かったのか適正に管理をされていないような状況だったので、ここをきちんとして下さいと申し添えて終わりました。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは地元の推進委員さんの報告をお願いします。</p>
4番(推進委員)	<p>先程、説明がありましたように1人で1町4反の田畑の専業農家であります。やる気は十分あります。先程の説明の中でもありました畑の所を見に行ったということで、ちょっと時期が悪く一部分ちょっと草がありましたが現地調査の明るる日に刈っていただいて連絡がありましたので私が確認をしております。そのような格好で責任を持った農業をやっておられると感じております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>

	<p>ます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p> <p>1 4 番</p>	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p> <p>1 番ですが現地は●●へ行く途中にあります。車庫の隣が申請のあった畑になっております。その右側も植林がされておりました、この方以外は、入れないようになっておりました親戚の土地を譲り受けるということで申請者が管理し、くぬぎを植樹するというような条件になっております。2 番ですが現地は●●●●●の奥の方になります。●●●●●の真ん中を通して奥へ入った所の右側になります。ここには送電線が張っておりました、この送電線を張り替えるという作業になっております。その作業の中でドラムとか電線等を仮置きするということで現状は農地となっておりますが、ほとんど農地ではなく山林化した山のような感じになっております。農地としては、ほとんど使われないような状況になっております。3 番ですが●●の方に向かいまして、右側の方に●●という所がございます。現在、基盤整備をしておりました、その作業の中で塩ビパイプとかベンチフリュームを置いて作業をやりやすくするというようなことで申請が出ております。これについても現在は畑ということですが資材置場については適正ではないかなと、農地としては期間が終われば元に戻すというような状況になっております。4 番ですが●●から入りまして昔の●●●●●という工場があります。現在も工場として使っておられましたが資材置場としての場所がないということで、その近辺を有効活用し駐車場とか製品を置きたいということで申請がされております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。推進委員さんから、お願ひします。</p>
<p>6 番(推進委員)</p>	<p>大石です。1 番ですが先程、説明がありましたように立地的には問題ないというふうに推進委員の立場から見ても問題ないと思います。ただ近隣が民家ですので秋になると葉っぱが落ちて問題にならないかなという心配はあります。ただ、そのへんをきちんとして植林をしていただければ別に問題ないと思います。以上です。</p>
<p>2 番(推進委員)</p>	<p>地元推進委員の阿野と言います。2 番ですが先程、委員の方からのご報告の通り何ら問題ないと思います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(地元推進委員欠席) 3 番ですが申請地の左側は圃場整備が終わっております。今から右側の小高い所を圃場整備するのだと思います。狭い畑がありますが、その畑に資材を置く。9 3 1 m²ですから1 反あるんじゃないかということになりますが実際には3 段、4 段ぐらいの段々がありまして一番下のみを使用するということです。</p>

4 番(推進委員)	岩山です。4 番ですが先程言われましたように●●●●●からの依頼でありまして現場に行きましたところ畑と書いてありますが、ほとんど畑として使った様子はないという感じでした。大理石とか資材なんか来ておりますので有効利用されたらいいのではないかと思います。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何か意見がありましたらお願いいたします。
6 番	2 番ですが現地調査された委員の方が農地として使われていないということを言われましたが。
議長	登記上は農地で実際は山林です。山林といいますか原野を通り越しています。色々、事情がありまして現況証明でおとすわけにもいきません。ここに出ておりますが事情というのは所有者が複数なんです。それで所有者、全ての承諾が必要なので現況証明でおとすわけにもいかないし、どうするわけにもいかないということです。多分これで使われて原状復帰しましたら元の山には戻りませんので農地に戻ると思います。しばらく現況証明というかたちでは、出来ないと私は思っております。私も現況証明か何かで処理したほうがいいのではないですかということ、現地で言いましたけれど色々事情があって無理だということなので、このような形で出てきた次第でございます。それと、もう一つ。場所的に言いましたら、すごい山の奥で●●という集落は住人が1人か2人だと思います。家は3軒ぐらいありますが、ほとんど空家になっております。他に委員の皆さんからご意見ございませんか。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定し常任議員会議に附します。常任議員会議というのは県の農業会議のほうである会議でございます。これが毎月28日前後でございます。この会議で問題ありませんよという結論が出ましたら、その時点で許可を美祢市の場合は権限委譲を受けておりますので会長名で許可を出すようになります。権限委譲を受けていない市は、この会議が終わりまして県知事の方に書類をあげまして県知事名で許可が出るというので許可が出るのに遅れるのではないかと思っております。そういうふうな流れになります。 続きまして議事順位第3 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。

事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>1 件目。平成 27 年 8 月 27 日に 5 条許可ということで小型水力発電施設を個人で製作し設置されるため 2 年間の転用許可を得られております。今年の 8 月末で完成する予定でございまして、現在、設備や外見の方はほぼ完成しておりますが、溜池から水を落として水車を回転させて発電するという仕組みで、こちらの水車の回転数が送電するのに必要な電力を、まだ生みだすことが出来ないということで水車の回転数を向上させるために改良が必要ということで 2 年間の延長申請が出ております。目的は変わっておりません。期間の延長だけの申請でございますので総会前の現地調査は行っておりません。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございますか。委員の皆さんから意見がなければですが、この小型水力発電というのは色々ありまして県の方でも注目をしている設備です。期限が来ますので現地調査を一度しなければいけないかと思っていたら、このような形で出てきましたので、また折を見て現地に出向いてみようと思っております。どのようなものを作るのかという説明を求めましたら特許と知的財産の関係で説明することは出来ませんと断られました。県のほうでも同じ質問が出ましたけれど知的財産等の問題があって答えられないということでしたので、どのようにしましょうかと言うと難しいなというふうな方たちでの許可になっております。最初の許可の期間 2 年が経過しましたので本当に周りができて、その部分だけなのかという確認には行ってみようかと思っております。以上でございます。採決に移りたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。(はいの声) それでは議案第 3 号につきまして採決に移りたいと思っております。原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第 3 号は原案の通り決定いたします。</p> <p>続きまして議事順位第 4 議案第 4 号 農振法に基づく農用地区域の除外申請について議題といたします。番号 1 から 2 を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2 件朗読。</p> <p>1 件目。申請地は●●●●●から北に 3.5 km の位置にある農用地区域内農地でございます。山際の田に太陽光発電施設を設置されるため農用地区域からの除外の申請でございます。</p> <p>2 件目。●●●●●から北西に 2.8 km の位置にある農用地区域内農地でございます。境内地の横に桜・もみじ・つつじ・あじさ</p>

	<p>い等を植栽されるため除外申請を行われるものでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
1 4 番	<p>1 番ですが●●の方へ向って●●●から行きます。4 9.5キロワットの発電能力をもつ太陽光発電をしたいということで申請が出ております。2 番ですが●●の方へ向って●●●●●の右の方に回っていきます。途中に●●があります。●●に向かって左側が田になっておりまして、ここに植栽ということで色々なものを植えたいということで申請が出ております。以上です。</p>
議長	<p>それでは地元推進委員よりお願いします。</p>
6 番(推進委員)	<p>1 番ですが問題ないと思います。</p>
7 番(推進委員)	<p>2 番ですが問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。私の方から補足をおきます。1 番ですが直接、除外申請と関係ありませんが除外申請をされる下の田が圃場整備されておりましたが小屋が建っており本人は問題ないだろうということでしたが、電柱まで建っており、これは無断転用になります。圃場整備田なので問題がありますから早急に解消して下さいという注意をして帰った次第です。それと2 番ですが先々月の現地調査の時に無断転用部分がございます、その部分を解消しなさいということで注意をしました。今回出てきている除外申請区域内を既に駐車場の一部として使っていたということで、その部分について解消しなさいということで指導をして帰りました。以前にも問題がありましたので今回は、きつく指導をした次第でございます。今回行きましたら、その部分には芋等いろいろな物を植えられておりました。きちんと解消されておったので問題ないと思います。以上でございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案の通り当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は協議結果を附して市長へ送付いたします。この除外というのは市の農林課を通して市長部局から農業委員会に審議を求める案件でございます。ですので農業委員会は現地調査をされました委員の意見を</p>

事務局	<p>付けて市長の方に報告することになります。ちなみに今回の現地調査の中で除外申請は3件出ておりました。1件については隣に無断転用がありまして、その隣をまた除外申請をするということでしたので無断転用の方を先にきちんとしてから除外申請を出して下さい。県は最近、上からの写真で現地を確認します。きちんと処理をしていこうというふうに思っております。駄目なものが出てこないと思われる方がいらっしゃいますが実は現地調査の時に悪いものは悪いで取り下げてください。取り下げないと言われる場合は審議をしますが取り下げてくださいということでやっております。そのようにしておりますので、ご理解のほどお願いします。</p> <p>続きまして議事順位第5 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>1件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●●から北東に2.3kmの位置にある347㎡の畑のうち管理用通路部分を含めた1348㎡を借用され携帯電話の通信状態の向上のためにアンテナ等を設置される届出でございます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
14番	<p>1番ですが申請地は●●の方へ向って行くと●●●●●があります。その左側の山手になります。何故ここに基地局を作るかという正面に●●●●●がありまして、その山の手の方に一ヶ所ほど電波が通らないという所がございます。ソフトバンクとNTTは通っております。ということで正面の地域に申請のあった1348㎡に基地局を造りたいということで申請がございました。電波の解消をしたいということで申請がございました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。(地元推進委員欠席) 地元委員さんはいらっしゃらないということでございます。報告事項でございますが委員の皆さんご意見ございますか。</p>
6番	<p>資料の図面で一時転用となっておりますが元に戻すのですか。</p>
事務局	<p>本来は、ここまでの記載は必要ありませんがアンテナ工事をされる際に、こちらに立ち入られるということで記載されたものでございます。あくまでも転用部分だけの届出になります。</p>

6 番	一時転用の部分は資材とか置いて元に戻すということですか。
事務局	そうです。工事自体は、すぐに着工されると 1 週間もかからずに終わるということです。ただ地権者の方にたいして説明等が必要ということです。
議長	事務局が受け付けた時に、この部分を消しておかないといけませんでした。すみません。推進委員の方で初めての方がいらっしゃいますので説明をします。電波法の中で農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定によりと書かれていますが要するに転用許可をとらなくてもいいですよという条文があります。その中には法律で定めることとしか書いてありません。昔、実際に調べましたら 120 ぐらいの法律が絡んでいると聞いたことがあります。その中の一つにありまして届出でいいですよ。ただし事前協議をなさいと。協議とは要するに現地を確認ということで美祢市の場合は現地調査をかねて協議にかえさせてもらっております。実際に現地調査が終わりましたら、その日から取りかかれます。この場合は電柱がただけですから早く工事が完成するものと思っております。それと、もう一つ申し添えておきます。下に法面がありますけれど実際には道路に向かっている線までが今回の転用届になります。法面も農地の一部ですから借り受けるということになっております。ここが管理道として、この施設へ立ち入るための通路だというふうに考えていただけたらと思います。だから農地の真ん中にアンテナをたてると管理道がないので、どうやって管理するのですかということになります。補足が長くなりましたが、すみません。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	意見もございませんので報告第 1 号を終わらさせていただきます。 続きまして議事順位第 6 報告第 2 号 公共工事に伴う転用の届出について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。私が取締役になっておりますので本来は退席しないといけませんが職務代理が欠席のため議事をそのまま継続させていただきます。よろしゅうございますか。
委員	はい。
事務局	1 件朗読。 1 件目。申請地は●●●●●から南西に 4 km の位置でございます。川の河川災害復旧工事に伴いまして災害復旧を行う箇所の隣接

	<p>する田を地権者の承諾を得て使用貸借し一時的に資材置場として利用されるものでございます。9月末までの期間で届出が出ておりますので、その後、原状回復される旨の現状回復誓約書が提出されております。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。工事は一週間で終わりました一ヶ月ぐらい前に原状回復されております。委員の皆さんから何かご意見ございますか。</p>
16番	<p>もう終わっているということですが届出は工事が始まる前に届けないといけないのではないですか。</p>
議長	<p>届出は工事が始まる前に出ました。ただ農業委員会が後になったということです。届出という部分につきましては届出が妥当だというふうに認められた時点で工事等は開始していいですよということになっております。例えば畑地造成とか水田造成につきましては現地調査が終わった時点で妥当だとか駄目だとかいうのを農業委員さんが判断しますので、その時点までは待ってもらいますけれど、それを過ぎれば一応いいことになっております。審議をして皆さんにはからなければいけない時には総会が終わるまでは待って下さいというふうに現地調査の時に伝えてあります。前日に事務局へ確認しましたら出ましたという話を聞きましたので問題はなかったというふうに思います。</p>
事務局	<p>届出は先月の総会の直後に出しております。施行日は、その翌日でございます。8月16日に提出され8月17日からやられるということで届出の方が出ております。</p>
議長	<p>よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>特に発言もないようでございますので報告第2号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第7 報告第3号 農地転用現況証明について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p>

	<p>1 件目。この土地につきましては近隣で圃場整備が行われておりますが圃場整備開始前の平成 2 年に耕作放棄をし資材置場、作業場として現在も使用されている状態でございます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
1 6 番	<p>1 6 番、伊藤です。申請地は●●●●の左の裏になります。初めは農振除外で農林課が立ち合っておりますが、その側で写真にもありますが、そういう現場を見ましたので本来のかたち、現況証明で片づけてから次の申請をして下さいということで現況証明が出ております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元推進委員の報告をお願いします。</p>
1 0 番(推進委員)	<p>地元委員の瀧山です。平成 2 年に基盤整備する際に除外されたのですが、それで除外されたものと地主さんは思っておられたようです。写真にもありますように資材置場のような状況になっているのが現状です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。よく聞きましたら今言われたように圃場整備の際に非農地ということで届出がなされています。圃場整備がなされた所は非農地であっても農振地域内、地目は農地ですので、まず農振の除外をして農地転用をしてからになります。説明がなかった所以我は農地ではないと思って使っておりましたという説明でございました。きちんと現況証明で処理をしてから除外申請をお願いした次第でございます。それで現況証明が出てきたということでございます。委員の皆さんよりご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>特に発言もないようでございますので報告第 3 号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第 8 報告第 4 号 農振法に基づく農用地の軽微な変更について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p>

	<p>1 件目。申請地は●●●●●から南西に400mの位置にある農用区域内農地でございます。農作業用として農業用倉庫を建てられ、その横に駐車場・洗車場等を設置されるための農地の用途区分の変更の届出でございます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
1 6 番	<p>1 6 番、伊藤です。申請地は●●から●●・●線を北上いたしまして●●を左にしまして●●線を走って1 km ぐらい走って、また左手に入って100mぐらいの所にあります。当初は農振の除外ということで出されたわけですが軽微な変更該当するということが対応しております。現地は圃場整備が済んでおりますけれども問題はないというふうに思っております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元推進委員の報告をお願いします。</p>
1 1 番(推進委員)	<p>田口です。伊藤委員さんから説明がありました通り問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p>
1 4 番	<p>今、畑になっていますが倉庫を建てるのは宅地になるのですか。</p>
議長	<p>宅地になります。</p>
1 1 番	<p>農振地域でも農業用倉庫というのは認められるということですか。</p>
議長	<p>ある一定の基準を満たしている農家さんについては、このような形で変更が認められます。よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>他に発言もないようでございますので報告第4号を終わらせていただきます。</p>
	<p>続きまして議事順位第9 報告第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について議題といたします。事</p>

事務局	<p>務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>朗読。</p> <p>今回、●●●●●から提出がありました。事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等、審査しましたところ適正でありましたことをご報告申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより報告書につきまして、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
14番	<p>無知なもので質問しますが適正であるというのは何を見て適正と言うのですか。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。まず判断基準でございますが農地法第2条第3項の要件がありまして1号が主たる事業が農業であるということ。2号は株式会社についての要件ですが、これには該当しないということで。3号は常時従事者たる構成員が理事等の過半数を占めているという要件があります。</p>
議長	<p>一番大きな所が農業以外の事業をやっているか、やっていないかもチェックします。主たる事業が農業であるということ。ただ、ここの場合は農事組合法人でございますので例えば隣のおばさんが山の間伐をしてくれと頼んで間伐をするのは禁止されております。禁止事項というのが、たくさんありまして、そのへんにつきまして説明しますと大変ですので勘弁していただきたいと思えます。ただ、どうしても切らなければいけない木、陰切りがあるので山の木を切ったというのは農作業の一部としてみなします。提出された資料を事務局がチェックをするというのが報告書の内容でございます。それともう一つ付け加えておきますが美祢市は県内の他の市町に比べて、ほとんど100%報告書が出ております。そういう意味では優秀な農業委員会事務局だというふうに思っております。</p>
10番	<p>10番、伊藤です。たくさん法人がありますけれど何年間ごとに報告書の提出があるのですか。</p>
議長	<p>決算月の2ヶ月後です。要するに私の所は7月末決算で9月末までに申告をしなければいけません。申告をして一ヶ月以内に農業委員会に報告書を出さなければいけないので10月の総会、遅くとも11月の総会までに出てくるということです。</p>

10番	それは法人によって違うのですか。
議長	法人の決算月は、まちまちでございますので変わってきます。牛を飼っておられる法人も出てきます。農地所有適格法人と書いてありますが農地法上、採草放牧地、要するに牛を放し飼いにしている広い広場も農地法上の採草放牧地にあたります。以上です。他に何かございませんか。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	意見も出尽くしたようでございますので報告第5号を終わらせていただきます。農業相談はありませんでしたので本日の議事は全て終わりました。委員の皆さんの方より何か、ご発言等ありましたらお願いいたします。
8番	石田です。農地転用事業計画変更承認申請の件ですが8月28日までの完了を延期したいと書いてありますが申請書の中には何月何日までに完了と書いてあると思いましたが、それを教えて下さい。
議長	説明では2年と言いましたが抜けています。
事務局	申請の方は平成31年8月28日までの延長となっております。
15番	まだ議会が通ってないから、どうかと思いますけど農用地利用最適化交付金ですが会長が国の予算があるよということで確保しなさいということですが説明書を議会へ提出して見せてもらっていますが、まだはっきりしていないので難しいことは言わないでいいと思いますが。今もらっている報酬にプラスして出るんですね。交付金をもらうために報告書を書いて達成率とか計画書も作らないといけません。果たして出来るのかなと思います。これは県下で初めてみたいだし、どこかのを真似してというわけにもいかないし実質的に出来るのでしょうか。
事務局	活動実績の交付金というのと成果実績の交付金の2種類があります。議会終了後に説明しようと思っておりましたので資料を持ってきていませんが、これから利用権の設定とかをやります。それについて各家に回ったら報告書に何月何日に行ったとか、そういう報告を書いていただいたら1件の活動となります。活動に該当する内容については表を作ったものをお渡ししようと思います。

	<p>とにかく農業委員として活動されたことを報告書に日にちと時間、内容を書いてもらったものを月々出していただいて、それを集計したものを活動実績の交付金というかたちで請求いたします。申請する時は一月一人6千円を見ております。また成果実績の交付金というのがありますが農業委員の皆さんが活動されたことによる農地の集積の面積を上げております。本来は1月から12月でございますが今年度は10月から12月までの間の農地の集積面積を見ております。また遊休農地の解消面積も成果実績となります。これは評価点というものにいたしまして交付金の計算をいたします。上限額は1万4千円と決まっておりますが評価点によって、さらに増える可能性がございます。お一人一月あたり4万5、6千円は最高でもらえる予定でございます。各委員さんへの分配方法ですが活動報告をされた件数によって分配をする予定でございます。しっかり報告書を出していただくことによって皆さんの手元に入る報酬の額が上下しますので、しっかり報告書をあげていただけたらと思っております。詳しい内容につきましては議会で可決した後に日にちをとって説明いたしたいと思っております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。条例改正が終わらなければ市の報酬条例の改正だけでは出来ない。なぜかと言いますと今までのお金につきましては全て市の会計課に入って会計課が配分します。この、お金は会計課を通らずに農業委員会に入ってきて農業委員会が配分をします。というのが、お金には名札がついておりません。会計課に入ると、どう使われるか分かりませんので国も、その点はよく知っておりまして、きっちり農業委員会のみ配分するためのお金にするために、その部分のみを条例改正しなければいけないと。条例改正していない市町には、このお金は交付しませんよというのが国の方針でございますので条例改正がついてまわったということでございます。それと、もう一つ。私の勝手な判断でやりましたが本来であれば7月19日から交付金をもらうことが出来ましたが、それをやると事務局の事務量が莫大なものになりますので条例改正が出来た後の交付金のみを今年度についてはいただくということにしました。というのは事務局も人数が少ないのに、ものすごい量の事務になります。その点は、ご了承をいただきたいというふうに思っております。</p>
11番	<p>議会上がっているのは条例改正の案件だけということですか。</p>
議長	<p>そういうことです。</p>
15番	<p>実際にもらおうとすると今までのような活動ではもらえないという感じで捉えておかないといけないと思っております。</p>
議長	<p>それと、もう一つ付け加えますと今まで活動日誌をつけてもらっていましたが今度は一回一回の報告書が活動日誌になります。報</p>

	<p>告書兼活動日誌ということで報告書を出していただければと思います。推進委員さんも全く一緒でございますので、よろしく願います。それから提案がありますが美祢市に新規就農で来てくれる人達のために空家を探してもらおうと。出来れば農地のついた空家を探してもらおうということで農業委員の皆さん、推進委員の皆さんにも骨を折っていただきたいというふうに思っております。それで資料がありますが事業目的の所不良度の判定、情報収集、所有者の特定という所については出来たらしてほしいなど。連絡先についても出来たらしてほしいなと思います。無理にはありません。それと出来れば写真を撮ってほしい。これで今から報告書等については事務局と相談して作ります。農業委員さん、推進委員さんが手分けして自分の担当地区にあるものを出していただけたらと助かるなど。これも定住促進の関連で補助金の活動対象となりますのでよろしくお願いをしたいというふうに思っております。それと皆さんの所に朝倉市の農業委員会から礼状が来ております。前委員会で朝倉市へ支援金を送りました。農業委員会に直接送りました。お茶代にでも使ってくださいということで、わずかな金額を送りましたら礼状が来ましたので配布をしておきます。それと今、実際に農業委員さんをされていない元の農業委員さんについてはハガキで報告をしております。以上、報告しておきます。事務局より願います。</p>
事務局	空家調査について農業委員会としてやられますか。
議長	私はやろうと思っています。皆さん、いいですか。強制はしません。
15番	連絡が取れないような人がいますが勝手に写真を撮ってもいいものですか。
議長	写真については絶対に撮って下さいではないので。所有者が分かれば助かります。
事務局	<p>今後の日程についてお知らせいたします。総会は10月17日の火曜日。午後2時から勤労青少年ホーム2階会議室で行います。農業相談日は10月10日の火曜日。9時から11時30分まで。美祢地区は伊藤委員、美東地区は榎崎委員、秋芳地区は俵委員さんをお願いします。現地調査につきましては10月6日の金曜日。9時から16時。井町委員さん、武藤委員さんをお願いいたします。集合は事務局の方へ8時50分をお願いいたします。以上でございます。</p> <p>私の方から4点ほど、ご説明いたします。1点目ですが今日、配布しております平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ということでお配りしております。ページをめくっていただきますと29年度の活動計画があります。これは前農業委員さんが点検と29年度の活動計画について作成されたものでございます。これは農業委員会事務の実施状況の公表についてとい</p>

議長	<p>うことで作成しなければならないという報告でございまして6月の総会で決定しております。その後に県の方に報告いたしましたところ訂正がありましたので修正いたしました。基本的に単位は切り捨ててやっておりましたが28年度の点検・評価の担い手への農地の利用集積ということで1の集積率を31から31.9%と書いております。2の目標及び実績のところも集積実績の所が1,213ヘクタールから1,214ヘクタールというふうに矢印で記されている所が修正した点でございます。これは集積率でありましたら今までは小数点以下切り捨ててしてございましたが県の要領に合わせてやったほうが今後ともいいようなので同じような感じで作成いたしました。県の方は小数点第1まで表示するようになっておりますので、そのように修正いたしました。実績のほうもヘクタールであれば全部、切り捨てておりました。1,213.65ヘクタールでございましたので四捨五入でされたほうがいいのかということになりましたので、このような感じで28年度の点検と29年度の活動計画を修正いたしました。そのうち2の所ですが、うち新規実績という所を見ていただければと思います。本来ならば106ヘクタール実績として新しく担い手さんに集積したわけなんですけど、この数字の取り方も変わってまして本年度実績から前年度実績を引いたものにしてくれということになりましたので結局、差し引きいたしましたら△18ヘクタールになりました。このようなやり方で取ってくれと指導がありましたので、このように修正させていただきましたのでよろしくお願いいたします。それから2点目ですが今、農地パトロールを進めておまして既に終わられた方もいらっしゃいます。大変暑い中でございましたが、お疲れ様でした。まだ終わっていらっしゃらない方がいらっしゃいますので、お忙しい中ではございますがよろしくお願いいたします。3点目ですが帽子を注文された方がいらっしゃいます。まだ、お渡し出来ていない方に机上にお配りしております。また新人委員さんの方には机上の上に委員バッジを置いております。これは総会出席の時に着用していただきたいものでございます。料金のほうですけど9月分の手当から差し引かせていただきたいと思っておりますのでご了解いただきたいと思っております。値段ですが帽子の布タイプが1,234円。メッシュタイプが1,029円。バッジが1,749円になりますけどよろしくお願いいたします。それから4点目ですが先月の総会でお願いいたしました農地の利用最適化推進さんの改善ということで今日、意見の取りまとめを行われると思います。部会を開いていただきまして意見を取りまとめていただき9月19日までに事務局のほうまで提出していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。最後ですが旧美東地区の担当地区を修正したいということでございますので旧美東地区の委員さんの方は、すみませんが残っていただきたいと思っております。以上です。</p> <p>私の方から1点お願いがございます。全国農業新聞の普及についてですが購読されていない方がいらっしゃいましたら個別ですが事務局の方からでも連絡して是非お願いの電話をさせていただくかもしれません購読の方よろしくお願いいたします。以上です。</p> <p>ありがとうございます。色々なものを買ってくれ、とってくれという話になりますが是非、農業新聞につきましては農業委員会法の中でありまして、いろんな活動の中で活用しなさいとなっておりますので是非とっておられない農業委員さんとはとっていただけたらというふうに思います。推進委員さんも一緒でございます。よろしくお願いいたします。終わりたいと思っております。</p>
----	---

事務局

互礼。

午後 3 時 4 5 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成 2 9 年 9 月 1 5 日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

